

令和元年 1 2 月 1 8 日開会
令和元年 1 2 月 1 9 日閉会

令和元年

第 4 回 定例会 会議録
(第 2 日 目)

小豆島町議会

開議 午後1時56分

○議長（谷 康男君） 皆さんこんにちは。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

昨日からの議案審議でお疲れのところお集まりくださいます、ありがとうございます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、皆様のご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより開会します。（午後1時56分）

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第74号から議案第77号に対する総務建設常任委員会審査報告について

○議長（谷 康男君） 日程第1、議案第74号から議案第77号に対する総務建設常任委員会審査報告についてを議題とします。

総務建設常任委員長の審査報告を求めます。中松委員長。

○総務建設常任委員長（中松和彦君） 令和元年12月19日。小豆島町議会議長谷康男殿。  
総務建設常任委員会委員長中松和彦。

委員会審査報告書。

本委員会は、12月18日付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 委員会開催年月日。令和元年12月19日。

2. 審査の経過。担当課の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3. 件名及び審査の結果。

(1)議案第74号小豆島町行政組織条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(2)議案第75号小豆島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(3)議案第76号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条

例の整備に関する条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(4)議案第 77 号小豆島オリーブ公園条例の一部を改正する条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。以上です。

○議長（谷 康男君） それでは、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

それでは、議案第 74 号から議案第 77 号に対する討論及び採決を行います。

まず、議案第 74 号小豆島町行政組織条例について、これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 74 号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 74 号小豆島町行政組織条例については委員長報告のとおり可決することに決定されました。

次、議案第 75 号小豆島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。12 番鍋谷真由美議員。

○12番（鍋谷真由美君） 12 番鍋谷。私は、議案第 75 号小豆島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について反対の討論を行います。

会計年度任用職員は 2017 年の地方公務員法と地方自治法の改定によって 2020 年 4 月から各自治体の非正規職員に導入されるものです。

総務省の会計年度任用職員制度の導入などに向けた事務処理マニュアルに沿って準備が進められており、部分的に見れば改善される点もありますが、任期の定めのない常勤職員を中心とする公務運営の原則が崩れている状況や、国や自治体が進めてきた非正規化を追認し固定化するものです。住民の命、暮らしを守る地方自治の担い手である地方公務員制度の大転換、公務運営、公務労働のあり方そのものをも大きく変質させる危険性を含んで

います。

もともと住民の命や暮らし、権利を守る自治体の仕事は恒常的かつ専門性が求められ、臨時的で非常勤的な職員が担うことは想定されていませんでした。ところが、行政コストの削減を理由にどんどん非正規化が進み、任用根拠や更新の方法などもさまざまに労働者使い捨ての状況が広がっています。

具体的な会計年度任用職員の問題点の第1は、任用の問題です。任用は試験または選考により再任用もあり得るとされています。しかし、1会計年度内を超えない範囲と任用期間を明確にしたことで、更新しないことにも根拠を与えるものとなっている点です。

第2は、雇用の中断です。これまで設けられていた雇用の中断は不適切、是正すべきとされています。ところが、学校給食調理員や学校図書館司書など、学期単位の任用による空白期間は不適切とは言えないとされており、例外的に雇用中断が残っていく可能性があります。どのような職種であっても空白期間は廃止し、継続的な雇用とすべきです。

第3は、フルタイムとパートタイムの規定があり、フルタイムには退職手当などが支給できますが、パートタイムには支給できないなど、大きな格差が存在する点です。

第4は、会計年度任用職員は一般職地方公務員となるので、上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務や政治的行為の制限など、地方公務員法に規定された公務上の義務、規律、人事評価が適用されます。同時に、フルタイム会計年度任用職員には兼業禁止規定も適用されます。労働条件の面では正規職員との格差を残したまま、義務や規律、処罰だけは正規職員並みという矛盾した状況に置かれることとなります。

また、給与水準でも、会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルに「類似職務の級の初号給、職務の内容や責任、必要となる知識、技術及び職務経験などの要素を考慮し」となっており、「再任用に当たっても常勤職員の初任給決定基準や昇級の制度との均衡を考慮することが適当である」とされているにもかかわらず、一方では「職務経験全てを考慮する必要はない」としていることや事務補助職員については正規職員の初任給基準額を上限の目安としていることは処遇上大きな問題です。

また、同一労働同一賃金ガイドライン案を踏まえとしながら、正規、非正規の差が歴然と残され固定化されていること。フルタイムのみ支給対象となる退職手当などについても、支給しなければならないではなく、支給できるとなっていることは自治体の財政等を理由に支給しないことも考えられます。

会計年度任用職員の導入は、今後、公的業務の大半を会計年度任用職員に置きかえることが可能となるため、公の業務がどんどん民間へと委ねられていくことも考えられます。

ひいては、非正規も正規も減らし、公の業務を縮小していくこととなり、継続性、専門性、地域性が求められる自治体職員の働き方が大きく変貌させられます。

以上のように、多くの問題点をはらんでいる会計年度任用職員の導入には賛成できません。以上です。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。6番中松和彦議員。

○6番（中松和彦君） 6番中松。私は、議案第75号について賛成の立場で意見を述べたいと思います。

本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い新たに制定するもので、これまで臨時職員や嘱託職員の身分等が各自自治体でまちまちであったものを、会計年度任用職員として昇級や期末手当の支給など、処遇面の改善と身分や地位を明確にする条例でありますので、議案第75号に賛成をいたします。

○議長（谷 康男君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第75号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷 康男君） 起立多数です。よって、議案第75号小豆島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例については委員長報告のとおり可決することに決定されました。

次、議案第76号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、これから討論を行います。討論通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。12番鍋谷真由美議員。

○12番（鍋谷真由美君） 12番鍋谷。私は、議案第76号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について反対をいたします。

先ほど議案第75号で述べましたように、今回の地方公務員法及び地方自治法の改正について反対しているという理由です。以上です。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。6番中松和彦議員。

○6番（中松和彦君） 6番中松。私は、議案第76号について賛成の立場で意見を述べたいと思います。

本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、議案第75号の制定とあわせて改正するもので、会計年度任用職員制度実施に当たり、必要な関係条例の改正でありますので、議案第76号に賛成をいたします。以上。

○議長（谷 康男君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第76号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷 康男君） 起立多数です。よって、議案第76号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については委員長報告のとおり可決することに決定されました。

次、議案第77号小豆島オリーブ公園条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第77号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号小豆島オリーブ公園条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決することに決定されました。

~~~~~

日程第2 議員派遣について

○議長（谷 康男君） 次に、日程第2、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣について、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定されました。

~~~~~

日程第3 閉会中の継続調査の申し出について

日程第4 閉会中の継続調査の申し出について

日程第5 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（谷 康男君） 次、日程第3から日程第5、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、日程第3から日程第5を一括議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定されました。

以上で本日の日程は終了しました。

以上で今期定例会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして令和元年第4回小豆島町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後2時12分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員